

労働者派遣事業統計表 全体 合計

	1月	2月	3月	第1四半期	4月	5月	6月	第2四半期	上半期	7月	8月	9月	第3四半期	10月	11月	12月	第4四半期	下半年	通期
14年	218,834	221,183	229,802	223,273	223,896	222,936	225,935	224,256	223,764	228,579	227,334	231,887	229,267	231,769	238,011	238,604	236,128	232,697	228,231
15年	236,144	242,427	250,776	243,116	239,070	236,982	240,990	239,014	241,065	241,203	241,557	245,347	242,702	247,816	259,716	257,823	255,118	248,910	244,988
対前年比	107.9	109.6	109.1	108.9	106.8	106.3	106.7	106.6	107.7	105.5	106.3	105.8	105.9	106.9	109.1	108.1	108.0	107.0	107.3
16年	257,912	263,221	275,058	265,397	268,817	268,723	279,765	272,435	268,916	278,567	273,675	279,482	277,242	283,907	293,768	295,787	291,154	284,198	276,557
対前年比	109.2	109.7	109.2	109.2	112.4	113.4	116.1	114.0	111.6	115.5	113.3	113.9	114.2	114.6	113.1	114.7	114.1	114.2	112.9
17年	293,378	298,240	307,888	299,835															
対前年比	113.8	113.3	111.9	113.0															

労働者派遣事業統計表 1号(ソフトウェア開発) 合計

	1月	2月	3月	第1四半期	4月	5月	6月	第2四半期	上半期	7月	8月	9月	第3四半期	10月	11月	12月	第4四半期	下半年	通期
14年	4,681	4,853	4,984	4,839	4,536	4,575	4,532	4,548	4,694	4,403	3,721	3,650	3,925	3,319	3,355	3,472	3,382	3,653	4,173
15年	4,145	4,294	4,409	4,283	4,003	4,388	4,314	4,235	4,269	4,346	4,425	4,540	4,437	4,382	4,532	4,640	4,518	4,478	4,368
対前年比	88.5	88.5	88.5	88.5	88.2	95.9	95.2	93.1	90.7	98.7	118.9	124.4	113.1	132.0	135.1	133.6	133.6	122.6	104.7
16年	4,961	5,178	5,375	5,171	5,061	5,214	5,411	5,229	5,200	5,385	5,552	5,657	5,531	5,501	5,733	5,873	5,702	5,617	5,408
対前年比	119.7	120.6	121.9	120.8	126.4	118.8	125.4	123.5	122.1	123.9	125.5	124.6	124.7	125.5	126.5	126.6	126.2	125.4	123.8
17年	5,874	6,055	6,263	6,064															
対前年比	118.4	116.9	116.5	117.3															

労働者派遣事業統計表 5号(事務用機器操作) 合計

	1月	2月	3月	第1四半期	4月	5月	6月	第2四半期	上半期	7月	8月	9月	第3四半期	10月	11月	12月	第4四半期	下半年	通期
14年	102,441	103,805	107,860	104,702	106,474	106,461	107,110	106,682	105,692	105,682	104,898	107,754	106,111	106,157	108,068	109,536	107,920	107,016	106,354
15年	106,628	109,023	113,843	109,831	110,868	109,998	111,184	110,683	110,257	110,527	110,929	114,233	111,896	114,469	118,008	118,626	117,034	114,465	112,361
対前年比	104.1	105.0	105.5	104.9	104.1	103.3	103.8	103.8	104.3	104.6	105.7	106.0	105.5	107.8	109.2	108.3	108.4	107.0	105.6
16年	122,012	125,229	131,363	126,201	129,649	129,402	133,773	130,941	128,571	130,583	130,760	133,907	131,750	135,387	139,302	141,399	138,696	135,223	131,897
対前年比	114.4	114.9	115.4	114.9	116.9	117.6	120.3	118.3	116.6	118.1	117.9	117.2	117.7	118.3	118.0	119.2	118.5	118.1	117.4
17年	142,965	146,201	150,700	146,622															
対前年比	117.2	116.7	114.7	116.2															

労働者派遣事業統計表 10号(財務処理) 合計

	1月	2月	3月	第1四半期	4月	5月	6月	第2四半期	上半期	7月	8月	9月	第3四半期	10月	11月	12月	第4四半期	下半年	通期
14年	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
15年	12,517	12,796	13,222	12,845	13,072	13,033	13,046	13,050	12,948	12,793	12,804	13,113	12,903	13,218	13,415	13,561	13,398	13,151	13,049
対前年比	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
16年	13,251	13,538	13,995	13,595	13,897	13,807	14,050	13,918	13,756	14,253	14,419	14,531	14,401	14,516	14,790	15,011	14,772	14,587	14,172
対前年比	105.9	105.8	105.8	105.8	106.3	105.9	107.7	106.6	106.2	111.4	112.6	110.8	111.6	109.8	110.3	110.7	110.3	110.9	108.6
17年	15,179	15,344	15,659	15,394															
対前年比	114.5	113.3	111.9	113.2															

労働者派遣事業統計表 11号(取引文書作成) 合計

	1月	2月	3月	第1四半期	4月	5月	6月	第2四半期	上半期	7月	8月	9月	第3四半期	10月	11月	12月	第4四半期	下半年	通期
14年	34,367	36,161	37,204	35,911	35,010	33,967	34,607	34,528	35,219	35,832	35,395	38,361	36,529	37,185	38,227	37,422	37,611	37,070	36,145
15年	34,350	35,233	36,857	35,480	34,772	34,609	35,072	34,818	35,149	35,489	35,155	36,545	35,730	36,182	37,771	37,369	37,107	36,419	35,784
対前年比	100.0	97.4	99.1	98.8	99.3	101.9	101.3	100.8	99.8	99.0	99.3	95.3	97.8	97.3	98.8	99.9	98.7	98.2	99.0
16年	35,777	36,633	37,934	36,781	36,999	37,011	37,616	37,209	36,995	37,574	37,175	37,991	37,580	38,403	40,001	39,645	39,349	38,465	37,730
対前年比	104.2	104.0	102.9	103.7	106.4	106.9	107.3	106.9	105.3	105.9	105.7	104.0	105.2	106.1	105.9	106.1	106.0	105.6	105.4
17年	38,625	39,120	40,129	39,291															
対前年比	108.0	106.8	105.8	106.8															

労働者派遣事業統計表 その他(26業務) 合計

	1月	2月	3月	第1四半期	4月	5月	6月	第2四半期	上半期	7月	8月	9月	第3四半期	10月	11月	12月	第4四半期	下半年	通期
14年	67,049	66,849	69,918	67,939	66,881	67,143	68,021	67,348	67,644	71,098	71,443	71,082	71,208	69,553	71,242	70,353	70,383	70,795	69,219
15年	56,315	57,888	61,396	58,533	56,519	55,837	56,277	56,211	57,372	56,471	57,043	58,946	57,487	58,926	63,140	60,906	60,991	59,239	58,305
対前年比	84.0	86.6	87.8	86.2	84.5	83.2	82.7	83.5	84.8	79.4	79.8	82.9	80.7	84.7	88.6	86.6	86.7	83.7	84.2
16年	60,141	61,909	65,012	62,354	62,138	61,818	63,757	62,571	62,463	63,589	62,177	63,613	63,127	64,893	66,638	65,730	65,754	64,440	63,451
対前年比	106.8	106.9	105.9	106.5	109.9	110.7	113.3	111.3	108.9	112.6	109.0	107.9	109.8	110.1	105.5	107.9	107.8	108.8	108.8
17年	65,263	66,138	68,171	66,524															
対前年比	108.5	106.8	104.9	106.7															

注1)この統計表は、全8地域(北海道、東北、首都圏、中部、関西、中国、四国、九州)の当協会主要会員109社の派遣実績の人数を集計したものである。

注2)東北地域は、H15.4月～6月の実稼働者数が、宮城県以外の東北地域のデータが含まれていた会員が1社あり修正した。

注3)首都圏は、H14.1月～H15.6月の実稼働者数を減算した(・協力会員2社減少により同会員数で比較のため)。

注4)北海道、首都圏、中部、関西地域はH15.1月～6月の実稼働者数は、分社化で減少扱いされた数値を戻した。

注5)首都圏は、H14.1月～H15.9月の実稼働者数を減算した(・協力会員1社減少により同会員数で比較のため)。

注6)東北、首都圏、中部、関西、九州地域で、H14.1月～H16.3月の実稼働者数を減算した(・協力会員3社(延べ8社)減少により同会員数で比較のため)。

注7)九州地域は、H17.1月より1社追加したため、H14.1月～H16.12月の実稼働者数を加算した。

また、H17.1月より、1社辞退したため、H14.1月～H16.12月の実稼働者数を減算した。

労働者派遣事業統計表 自由化業務(営業、販売のみ) 合計

	1月	2月	3月	第1四半期	4月	5月	6月	第2四半期	上半期	7月	8月	9月	第3四半期	10月	11月	12月	第4四半期	下半期	通期
14年	4,449	4,068	4,285	4,267	4,581	4,554	4,828	4,654	4,461	5,340	5,345	4,719	5,135	7,919	9,588	10,317	9,275	7,205	5,833
15年	14,346	15,319	13,717	14,461	11,252	11,755	11,792	11,600	13,030	12,000	11,230	10,775	11,335	10,783	12,500	13,714	12,332	11,834	12,432
対前年比	322.5	376.6	320.1	338.9	245.6	258.1	244.2	249.2	292.1	224.7	210.1	228.3	220.8	136.2	130.4	132.9	133.0	164.3	213.1
16年	12,069	11,029	11,841	11,646	11,864	11,877	12,356	12,032	11,839	12,157	11,500	12,248	11,968	11,810	13,109	14,076	12,998	12,483	12,161
対前年比	84.1	72.0	86.3	80.5	105.4	101.0	104.8	103.7	90.9	101.3	102.4	113.7	105.6	109.5	104.9	102.6	105.4	105.5	97.8
17年	12,600	12,472	13,578	12,883															
対前年比	104.4	113.1	114.7	110.6															

労働者派遣事業統計表 自由化業務(製造) 合計

	1月	2月	3月	第1四半期	4月	5月	6月	第2四半期	上半期	7月	8月	9月	第3四半期	10月	11月	12月	第4四半期	下半期	通期
14年	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
15年	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
対前年比	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
16年	-	-	-	-	1,190	1,350	1,649	1,396	1,396	2,311	2,536	2,341	2,396	2,654	2,923	2,940	2,839	2,618	2,007
対前年比	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
17年	2,416	2,499	2,692	2,536															
対前年比	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

労働者派遣事業統計表 その他(26業務以外) 合計

	1月	2月	3月	第1四半期	4月	5月	6月	第2四半期	上半期	7月	8月	9月	第3四半期	10月	11月	12月	第4四半期	下半期	通期
14年	5,847	5,447	5,551	5,615	6,414	6,236	6,837	6,496	6,055	6,224	6,532	6,321	6,359	7,636	7,531	7,504	7,557	6,958	6,507
15年	7,843	7,874	7,332	7,683	8,586	7,362	9,305	8,418	8,050	9,577	9,971	7,195	8,914	9,856	10,350	9,007	9,738	9,326	8,688
対前年比	134.1	144.6	132.1	136.8	133.9	118.1	136.1	129.6	132.9	153.9	152.6	113.8	140.2	129.1	137.4	120.0	128.9	134.0	133.5
16年	9,701	9,705	9,538	9,648	8,019	8,244	11,153	9,139	9,393	12,715	9,556	8,194	10,488	10,743	11,273	11,111	11,042	10,765	10,079
対前年比	123.7	123.3	130.1	125.6	93.4	112.0	119.9	108.6	116.7	132.8	95.8	127.8	117.7	109.0	108.9	123.4	113.4	115.4	116.0
17年	10,456	10,412	10,695	10,521															
対前年比	107.8	107.3	112.1	109.0															

労働者派遣事業統計表 中高年齢者臨時特例 合計

	1月	2月	3月	第1四半期	4月	5月	6月	第2四半期	上半期	7月	8月	9月	第3四半期	10月	11月	12月	第4四半期	下半期	通期
14年	2,554	2,594	2,966	2,705	3,335	3,387	3,479	3,400	3,053	3,930	3,910	4,118	3,986	3,581	3,579	3,800	3,653	3,820	3,436
15年	3,898	3,832	3,867	3,899	3,898	3,726	4,082	3,905	3,902	4,128	4,417	3,882	4,142	4,803	4,834	4,754	4,797	4,470	4,186
対前年比	152.6	147.7	133.7	144.2	116.9	110.0	117.6	114.9	127.8	105.0	113.0	94.3	103.9	134.1	135.1	125.1	131.3	117.0	121.8
16年	4,560	4,598	4,912	4,690	3,852	3,992	4,509	4,118	4,404	5,065	4,513	4,459	4,679	5,130	5,382	5,368	5,293	4,986	4,695
対前年比	117.0	120.0	123.8	120.3	98.8	107.1	110.2	105.4	112.9	122.7	102.2	114.9	113.0	106.8	111.3	112.9	110.3	111.6	112.2
17年	5,118	5,083	5,395	5,199															
対前年比	112.2	110.5	109.8	110.8															

労働者派遣事業統計表 紹介予定派遣実稼働者 合計

	1月	2月	3月	第1四半期	4月	5月	6月	第2四半期	上半期	7月	8月	9月	第3四半期	10月	11月	12月	第4四半期	下半期	通期
14年	1,314	1,363	1,361	1,348	1,357	1,405	1,475	1,412	1,379	1,430	1,403	1,584	1,472	1,455	1,538	1,497	1,497	1,485	1,432
15年	1,482	1,510	1,632	1,541	1,460	1,451	1,566	1,492	1,517	1,568	1,550	1,614	1,577	1,437	1,544	1,633	1,538	1,558	1,537
対前年比	112.8	110.8	119.9	114.5	107.6	103.3	106.2	105.7	110.0	109.7	110.5	101.9	107.1	98.8	100.4	109.1	102.8	104.9	107.4
16年	1,594	1,660	1,819	1,724	2,386	2,136	2,120	2,214	1,969	2,103	2,108	2,083	2,098	1,909	2,047	2,008	1,988	2,043	2,006
対前年比	107.6	109.9	117.6	111.9	163.4	147.2	135.4	148.4	129.8	134.1	136.0	129.1	133.0	132.8	132.6	123.0	129.2	131.2	130.5
17年	2,180	2,241	2,472	2,297															
対前年比	136.7	135.0	128.8	133.2															

労働者派遣事業統計表 紹介予定派遣成約件数 合計

	1月	2月	3月	第1四半期	4月	5月	6月	第2四半期	上半期	7月	8月	9月	第3四半期	10月	11月	12月	第4四半期	下半期	通期
14年	182	155	257	198	271	201	315	262	230	279	204	327	270	301	204	277	261	265	248
15年	286	275	383	315	377	298	369	348	331	403	288	395	362	316	263	311	297	329	330
対前年比	157.1	177.4	149.0	158.9	139.1	148.3	117.1	132.7	144.0	144.4	141.2	120.8	134.1	105.0	128.9	112.3	113.8	124.1	133.3
16年	417	325	453	398	488	365	440	431	415	484	433	574	497	599	527	506	544	521	468
対前年比	145.8	118.2	116.3	126.6	129.4	122.5	119.2	123.9	125.2	120.2	150.5	145.4	137.4	189.7	200.5	162.8	183.5	158.1	141.6
17年	582	564	762	636															
対前年比	139.6	173.6	168.3	159.7															

注1)この統計表は、全8地域(北海道、東北、首都圏、中部、関西、中国、四国、九州)の当協会主要会員109社の派遣実績の人数を集計したものである。

注2)東北地域は、H15.4月～6月の実稼働者数が、宮城県以外の東北地域のデータが含まれていた会員が1社あり修正した。

注3)首都圏は、H14.1月～H15.6月の実稼働者数を減算した(「協力会員2社減少により同会員数で比較のため」)。

注4)北海道、首都圏、中部、関西地域のH15.1月～6月の実稼働者数は、分社化で減少扱いされた数値を戻した。

注5)首都圏は、H14.1月～H15.9月の実稼働者数を減算した(「協力会員1社減少により同会員数で比較のため」)。

注6)東北、首都圏、中部、関西、九州地域で、H14.1月～H16.3月の実稼働者数を減算した(「協力会員3社(延べ8社)減少により同会員数で比較のため」)。

注7)九州地域は、H17.1月より1社追加したため、H14.1月～H16.12月の実稼働者数を加算した。

また、H17.1月より、1社辞退したため、H14.1月～H16.12月の実稼働者数を減算した。

労働者派遣事業統計調査（調査地域範囲と協力会員数推移）

社団法人 日本人材派遣協会では、主要会員の協力により、従来からは3地域において、また平成14年からは調査地域と協力会員数を拡大し、全8地域で調査を実施している。

調査地域範囲及び協力会員数の推移は以下のとおりである。

1. 調査地域範囲

首都圏: 東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県

中 部: 愛知県

関 西: 大阪府、京都府、兵庫県

北海道: 北海道

東 北: 宮城県

中 国: 広島県、岡山県

四 国: 四国

九 州: 九州

2. 調査協力会員数推移

従来3地域					調査地域拡大(公表は従来3地域) 調査地域拡大(8地域での公表開始)												
	H14迄				H14				H15				H16				H17
	第1	第2	第3	第4	第1	第2	第3	第4	第1	第2	第3	第4	第1	第2	第3	第4	第1
首都圏	22	22	22	22	38	38	38	38	38	38	36	35	35	33	33	33	33
中 部	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	14	14	14	14
関 西	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	23	23	23	23
北海道					6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
東 北					11	11	11	11	11	11	11	11	11	9	9	9	9
中 国					6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
四 国					7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7
九 州					12	12	12	12	12	12	12	12	12	11	11	11	11
合 計	62	62	62	62	120	120	120	120	120	120	118	117	117	109	109	109	109

(注1)H14より調査地域は拡大したが、対前年比の公表を開始したのはH15からであった。

(注2)H15第3四半期からは、首都圏が2社減少し36社、全地域総数では118社となった。

(注3)H15第4四半期からは、首都圏が1社減少し35社、全地域総数では117社となった。

(注4)H16第2四半期からは、東北、首都圏、中部、関西、九州地域で3社(延べ8社)減少し、109社となった。

(注5)H17第1四半期からは、九州地域で1社減少したが、1社追加もされたため、協力会員数は変更なしの109社となった。

平成16年11月10日

規制改革・民間開放推進会議 御中

改正労働者派遣法施行後の要望について

社団法人 日本人材派遣協会
理事長 江 黒 英 勝

当協会では改正労働者派遣法施行後の運用状況に鑑み、以下の事項を要望いたします。

I. 自由化業務における派遣受入期間の制限と雇用契約申込み義務について

(1) 要望

派遣受入期間の制限を撤廃すること、または最大3年の派遣受入期間制限を延長することを要望いたします。

また、雇用契約の申込義務の廃止を要望いたします。

(2) 理由

派遣受入期間の制限のあるいわゆる自由化業務については、平成16年3月施行の改正労働者派遣法の施行によって、その派遣可能期間は、派遣先の事業所その他派遣就業ごとの同一業務について、原則1年、派遣先の過半数組合等の意見聴取によって、最大3年に延長されました。

しかし、憲法で認められている労働者の職業選択の自由からいって、派遣労働者だけに働く期間を制限するのは、問題です。派遣可能期間の制限は、正社員の代替防止を理由にしていますが、正社員の代替になっているのは、主にパート、契約社員等であります（総務省「労働力調査、労働力調査特別調査」）。派遣可能期間を撤廃・延長したとしても、パートよりコストの高い派遣を使用し、正社員の代替が進むとは考えられません。また、派遣可能期間経過後は、別な派遣先で派遣就労すればよいので、職業選択の自由を侵害していないとの反論がありえますが、どこの派遣先を選択するかは、派遣労働者の自由であるべきであって、派遣労働者の意思を無視すべきではありません。

今後少子高齢化による労働人口の減少、国際競争時代の到来を考えた場合、国内産業の維持・発展や雇用の拡大を図るためにもフレキシブルな労働力需給システムを構築すべきであります。このことは、雇用契約の申込義務についても同様です。

本来正社員と派遣社員は、一時的に同一業務を担ったとしても、将来担う仕事異なるのが実態であって、ローヤリティにも差があるのが普通です。それを、一律的に派遣先に雇用契約申込義務を課するのは、派遣先の人事戦略に国が関与することになって三菱樹脂事件で最高裁判所が認めた事業主の採用の自由を侵害し、財産権侵害の恐れがあるものです。

また雇用契約申込義務を課することによって、かえって派遣期間を短期化する等、派遣労働者の雇用が不安定となる恐れがあります。

また直接雇用の労働条件が必ずしも派遣の時より向上するとは限らず、かえって低下する恐れもあります。雇用契約は労働者と雇用主の自由意思に委ねるべきものと考えます。

Ⅱ. 26業務に係る3年超の派遣スタッフに対する雇用契約申込み義務について

(1) 要望

いわゆる26業務を含む派遣受入期間の制限のない業務について、派遣労働者への雇用契約申込義務を廃止するよう要望いたします。

(2) 理由

これは、上記と同様、派遣先事業主の労働者の採用の自由を侵害するものであって、財産権侵害の恐れがあるものです。派遣会社にとっても、派遣労働者は教育投資をした人財であって、それを安易に派遣先に雇用されることは、派遣会社に重大な損害を及ぼすことになります。特に、特定労働者派遣事業の場合は、正社員まで派遣先の雇用契約申込み義務の対象となるので問題が大きいです。派遣期間の制限のない業務の場合、派遣先の派遣就業場所ごとの同一業務に新入社員を採用するときであっても（例えば銀行の支店に派遣労働者がいる場合、一定期間同一業務を新入社員が行う以上はこれに該当する）雇用契約申込み義務が発生するので、実質上新入社員を採用することができず、人事の適切な配置が困難となります。さらに障害者を派遣先が雇用しようとする場合、当該同一業務に3年超の派遣労働者がいるときは、その派遣労働者に対して雇用契約の申込みをしなければならず、障害者を雇用することができなくなります。また、実態として、この雇用申込義務が派遣先に課されることによって、派遣先がこの義務を回避するため、3年超継続して就業した派遣労働者の交替を要求するケースが出てきています。

Ⅲ. 製造業務派遣について

(1) 要望

1年の派遣受入期間の制限を撤廃ないし、期間を延長するよう要望いたします。

(2) 理由

1年という期間は、製造部門でようやく技術技能を習熟した段階であり、今後国際競争がますます激化する日本経済においてこの制約は大きなものとなっています。安定雇用をはかり、日本経済の競争力を更に増進するためにも、この派遣期間制限を撤廃ないし延長していただきたい。

これが認められない場合は、1年の派遣の後、また請負に切り替える等、偽装請負の恐れもあります。期間制限を撤廃することによって、派遣と請負の区別を適正に遵守することができます。

Ⅳ. 事前面接等派遣労働者を特定することを目的とする行為について

(1) 要望

派遣労働者を特定することを目的とする行為は、今回の改正で紹介予定派遣のみ許されますが、これを通常の労働者派遣についても解禁すべきと考えます。

(2) 理由

派遣先は、労働者派遣契約を締結するに際し、派遣労働者を特定することをしないよう努めなければならないとされています（紹介予定派遣の場合は除く）。しかし、雇用のミスマッチを防止するため、派遣就労開始前に、事前面接等することは、派遣就業開始後のトラブル防止の観点から必要なことと考えます。諸外国でも事前面接等を禁止している例はありません。派遣労働者を特定することを目的とする行為の禁止の趣旨は、事前面接等を認めると派遣先と派遣労働者との間に雇用関係が成立し、労働者供給に該当する可能性があること、また職業能力以外で例えば年齢等の基づく選別が行われ、派遣労働者の就業機会が不当に狭められると言われているようですが、事前面接等が行われたとしても最終的に派遣労働者を雇用するのは派遣元であって、労働者供給に該当することはありません。また、年齢等に基づく差別が行われる恐れがあるといわれますが、差別が行われた場合は、該当法令で規制すればよいのであって、それを労働者派遣法で規制するのは、本末転倒と考えます。さらに、派遣先が講ずべき措置に関する指針で、例えば若年者に限るのも派遣労働者を特定することを目的と

する行為に該当するというが、この場合の特定という概念は個々人1人1人を選考することを意味するのであって、属性として若年者に限る等とするのは、特定に該当しないと解すべきであります。そうでないと拡大解釈される恐れがあるからです。

V. 派遣と請負の区別基準について

(1) 要望

厚生労働省告示第37号の見直しを要望いたします。

(2) 理由

厚生労働省告示第37号は、実態からかけ離れているので見直しが必要と考えます。例えば、設備等の有償無償や、請負代金の時間単価設定の基準は、前者は従来使用貸借でも認めていたものを平成11年12月の改正で双務契約を要請したものであって、請負から論理的に導かれるものではありません。後者についても、労働者派遣法上請負に含まれる業務委託の場合には、サービス提供を時間でカウントすべきであって、時間単価が認められてしかるべきと考えます。さらに、この区別基準は分かりにくく、明確性にかけるのも問題であると考えます。

VI. その他

1. 障害者雇用について

(1) 要望

障害者雇用につき、労働者派遣の実態に合った障害者雇用促進等を要望します。

(2) 理由

当協会常任委員15社の平成16年6月1日現在の障害者雇用状況報告書の集計結果によると、常用雇用障害者の実雇用率は1・36%で、そのうち派遣労働者である常用雇用障害者の実雇用率は0・15%、内勤社員である常用雇用障害者の実雇用率は1・65%、特例子会社の常用雇用障害者の実雇用率は162・81%（ダブルカウントされる重度障害者を多数雇用している）となっております。この中で障害者である常用雇用派遣労働者の実雇用率が著しく悪いことが、データで明確になっております。これは、派遣先の理解がなければ障害者の派遣労働者の雇用が進まないことの証拠と言えます。この問題を解決するためには、派遣先の派遣利用によって障害者実雇用率を派遣先に一人とカウントする等のメリットを付与することが必要となると考えます。

2. 現場責任者付き派遣について

(1) 要望

製造業務における派遣期間の1年制限に対応するため、来年、再度派遣から請負へ再移行が進むと考えられますが、安全確保の観点から派遣元事業主が現場責任者を派遣先に駐在させ、その者を通じて雇用管理を行っているような場合には、業務の種類を問わず、当該業務を派遣受入期間に制限のない業務（派遣法施行令第4条第27条の新設）として認めるよう要望します。

(2) 理由

上記の現場責任者付き派遣の場合には、派遣先から個々の派遣労働者が直接指揮命令を受けるのではなく、チーム全体として現場責任者の雇用管理のもと派遣先の業務を遂行するものです。政令で定める業務の中には駐車場管理、テレマーケティングの営業等、特殊の雇用管理を要する労働が含まれており、チーム全体として業務を遂行するとは、現場責任者が派遣元から派遣されて来た派遣労働者を雇用管理するものとして、特殊の雇用管理を要するものに該当すると考えます。

製造業務の派遣において、派遣期間1年が経過した場合、請負に再移行する際、偽装請負になるのを防止する役割を果たすことが期待されます。

以 上